

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
1	実施要領 P.2	「過去10年間ににおける上下水道システム構築業務の履行一覧表を添付すること」の履行実績については、料金システムにおける実績(会計システム等は含まない)を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 会計システムのための構築は含みません。
2	実施要領 P.3	7. 提案書の提出 (5) 作成要領 ア 企画提案書 A4判、用紙の横または縦のご指定は、ありますでしょうか。	A4判 縦で提出をお願いします。
3	仕様書 P.3 仕様書 P.12 機能要件 確認書 項番68	「なお現行システムは、上水道、下水道が同システムを別々に利用しているが、本業務では、一体型システムで導入することとする。」 「現行システムは、上水道と下水道が別管理のシステムであるため、委託者作成による上水道と下水道のお客番号の突合表により、上水道のお客番号を優先させ、お客番号を統一させること。」 「水道と下水道の請求月が異なっても請求できること。(例えば2ヶ月請求の場合、水道を請求した翌月に下水道を請求できること。)」 以上三ヶ所の記載について、現在上水道、下水道が同システムを別々に利用とありますが、水栓(使用者)コードもそれぞれ別コードであり、それを同一水栓(使用者)コードで統合するという認識でよろしいでしょうか? その際に、現世代のみでなく、旧世代の突合表(変換表)も漏れなく提供いただけるものでしょうか? 過去未納の請求をするうえで、旧世代の統合も必須であると考えます。	現在上水道、下水道の各システムで別々に住所・氏名を登録していますが、お客番号が異なりますので統合していただきたい。 また、下水道使用料を計算するために、上水道メータと下水道施設が合致した方の設置場所を結びつけていただきたい。 現在のシステムで保有するデータであれば必要なデータはお渡ししますので、その他項目で統合できるものは統合していきたいと考えます。 良い提案をお願いいたします。
4	仕様書 P3 1.4	「①一体型システムで導入すること」との記載がありますが、上水道/下水道システムを別々で構築し、双方(上水→下水、下水→上水)の情報を参照するような方式は、一体型とみなさないとの認識でよいでしょうか。一体型とみなす基準をご教示ください。 例: 設置場所は、別々に管理 or 上下統一情報として管理 施設に対する折衝は、上下統一情報として管理 等	お見込みのとおりです。 お客様の対応が1つのシステムのできる仕様としたいので、設置場所は同一とし、タブ切替などで即座に上水⇄下水に遷移でき、また上水で入力した内容が簡易に下水へ反映できる(両方に入力しなくても良い)ようにしてください。 設置場所は上下統一情報として管理していただき、お客様への対応時には、上下統一情報として運用できるように構築してください。 水道料金、下水道使用料の支払いを別々にされたいお客様についてはそれぞれの口座、及び納付書の送付先を設定できるようにしてください。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
5	仕様書 P3 1.4	⑩下水道使用料の料金改定を見込む激変緩和措置の対応について、具体的にどのような対応を指しますか。複数年にまたがる段階的な料金改定と考えればよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書 P3 1.4	「(2) 下水道事業においては、次期条例改正に合わせた対応とすること。」との記載がありますが、次期条例改正の改正時期、詳細についてご教示ください。	改正時期は令和4年4月を目標に下水道使用料の見直しを行っております。
		具体的にはどのような対応を指しますか。例えば、現在水道と下水道で別請求をされているものを同時請求する等の変更もありえるのでしょうか。システム改修やデータも取り扱いに大きく影響する可能性もありますので、可能な範囲でご教示ください。	主に下水道使用料の算定方法が変更となる予定です。現時点では、水道料金と下水道使用料を同時請求する予定はありません。
7	仕様書 P3 1.4	ネットワーク整備／機器設置における作業分担は下記でよろしいでしょうか。 ハブ、LANケーブル等の調達含む ①データセンター ⇄ 伊賀市本庁舎：受託者 ②伊賀市本庁舎 ⇄ ゆめが丘浄水場管理棟：委託者 ③ゆめが丘浄水場管理棟内のLANケーブルの配線（端末設置場所まで）：委託者	お見込みのとおりです。
8	仕様書 P7 1.8	(9)SIMの通信料について、別途保守契約や委託契約等を締結することは可能でしょうか。	原則プロバイダと契約する予定です。
9	仕様書 P7 1.8	ウイルスバスターコーポレートエディションは、仮想サーバへもインストールする必要があるとの認識でよいでしょうか。	仮想サーバのセキュリティ対策は受託者で対応をお願いします。
10	仕様書 P7 1.8	委託者にて準備いただく、ウイルスバスターコーポレーションエディションは検針モバイル端末分も含まれるとの認識でよいでしょうか。	含みません。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
11	仕様書 P11 2.6 機能要件 (2)	<p>複数会計とは、決算及び予算報告単位であり、①水道事業、②公共下水道、③農業集落排水などの単位を指しているかと解釈すればよろしいでしょうか。その会計ごとに別紙4会計仕訳一覧表の調定及び収入項目のデータを作成するという解釈でよろしいでしょうか。また、会計システムへの反映方法としては、提案システムからCSV形式で毎日データ出力をするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p><複数会計> 複数会計は、水道事業および下水道事業のセグメント別です。具体的には現在 ①水道事業 ②公共下水道事業 ③特定環境保全公共下水道事業 ④農業集落排水事業 ⑤浄化槽事業 の5会計です。</p> <p><データ作成・会計反映> 別紙4での指定項目に沿った仕訳を、紙ベースの一覧表で出力できることが必要です。会計システムへは、日ごとに紙ベースの一覧表を出力したうえでの手入力を予定しています。</p>
12	仕様書 P12 2.7(8)	<p>突合表にない下水お客様番号は、下水のみの施設との認識でよいでしょうか。 又、現行システムの消込キーについてご教示ください。 (コンビニバーコードの情報、口座振替の顧客番号エリアの情報等)</p>	<p>現行システムの保有データは全てお渡ししますので、ご質問の事例以外のような場合は受託者が別途指示します。納付書につきましては、発行番号、口座振替については、全銀フォーマットとなっております。</p>
13	仕様書 P12 2.7(8)	<p>突合表になく、下水のみの施設でない場合、上水施設と下水施設を紐づけるキー項目がありますでしょうか。 又、システム導入後に、上下水施設を個別に統一(統合)する運用想定は必要でしょうか。</p>	<p>現行システムの保有データは全てお渡ししますので、ご質問のような場合は受託者が別途指示します。 また、システム導入後における個別統合の運用については、良いご提案をお願いします。</p>
14	仕様書 P12 2.7(8)	<p>お客様番号のみを統一(上下水で合わす)との認識でよいでしょうか。 (設置場所や使用者は統一しない) ※本質問シート項番1とも関連します。</p>	<p>現在上水道、下水道の各システムで別々に住所・氏名を登録していますが、お客様番号が異なりますので統合していただきたい。 また、下水道使用料を計算するために、上水道メータと下水道施設が合致した方の設置場所を結びつけていただきたい。 現在のシステムで保有するデータであれば必要なデータはお渡ししますので、その他項目で統合できるものは統合していきたいと考えます。 良い提案をお願いいたします。</p>

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
15	仕様書 P13	3.2保守期間(2)保守契約は、本構築業務の委託契約とは別契約となるとのことですが、本件の予算限度額は「44,374,000(税込)以内」とありますが、予算限度額に保守料は含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書 P13 2.10(5)	「下水道事業も上水道事業分に混ぜ込む方法で導入するため支援を行うこと」との記載がありますが、既存上水道事業のコンビニ企業コードを下水道事業にも利用し、新たに下水道事業としてコンビニ企業コードを取得しないとの認識でよいでしょうか。 又、既存上水道事業のコンビニ企業コードを下水道事業にも利用する場合、コンビニ収納受信ファイルが上下水でまともります。同じコンビニ受信ファイルを利用し上下それぞれでシステムへの収納処理を行うとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書 P14	3.4 保守内容(2)水道料金徴収業務の重要性から障害時に2時間以内の駆け付けは必須であると考えます。提案内にそれを証明する移動工程表などもお示しすべきでしょうか。	移動工程表の作成は必要とはしませんが、良い提案をお願いします。
18	仕様書 P14	3.4保守内容(12)委託者の指定する運用会議(定例会議など)に参加することとありますが、具体的にどのような開催サイクル、予定回数でしょうか。また、構築期間における開催を想定されているのか、本稼働開始後の保守期間内である5年間に定例開催されることを指しているのでしょうか。ご教授ください。	本稼働開始後の保守期間内に定例開催することを想定しています。 ただし、構築業務の円滑な遂行のために必要であれば開催いたします。
19	別紙1-① 住基情報の利用	水道事業/下水道事業において、住基情報の利用“有”となっています。 以下の項目について、ご教示ください。 ・住基情報の連携方式/連携項目をご教示ください。 ・料金システムで参照する項目は、宛名氏名/住所でしょうか ・下水道事業は、年2回更新と記載いただいておりますが、水道事業の更新頻度についてもご教示ください。	住基情報の活用は委託者側の作業ですので、受託者側において構築業務、保守業務で利用することはありません。
20	別紙1-① 減率の有無	減率とは、減免率との認識でよいでしょうか。	減免率とは異なり、単価表を使用しています。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
21	別紙1-① 外字使用 有無	水道事業/下水道事業で共通の外字を利用しているとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	別紙2	クライアント端末設定台数について新クライアント導入時以降のフェーズにおいて、水道事業と下水道事業別で必要台数を記載いただいておりますが、構築業務委託仕様書P3-1.4にて「一体型システムで導入すること」との記載がありますので、システム利用者にて上下水の権限を分けるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	別紙2	お客様センターは令和4年4月の稼働時においては、下水の参照権限はないとの認識でよいでしょうか。新システム稼働期間中に下水の参照権限が与えられる(下水道事業が業務委託される)との認識でよいでしょうか。下水道事業が業務委託された場合、上下水同時請求へ変更となる可能性がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、一体システムですので、上下水同時請求は可能なシステムを構築してください。 なお、現時点では同時請求の予定はありません。
24	別紙3 システム機能要件確認書	データでいただくことは可能でしょうか。	伊賀市ホームページに掲載します。
25	別紙3 システム機能要件確認書 項番57	現在の運用では、料金システムから出力される帳票で電子公印を複数使用されているということでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	別紙3 システム機能要件確認書 項番120	照会画面からもメモおよび滞納整理記録が入力できること。につきましては、照会画面から滞納整理記録の登録画面に遷移できればよろしいのでしょうか。	ご質問のような機能を含め、良い提案をお願いします。
27	別紙3 システム機能要件確認書 項番137	長期閉栓、短期閉栓が区別できる様に管理できること。につきましては、閉栓日から基準日まででの区別管理だと思われませんが、別途最新使用者が〇〇月以上閉栓中等の条件でリスト等が作成できればよろしいのでしょうか。	長期閉栓とはメータ撤去状態の水栓のことであり、システムで閉栓中の水栓と区別できるように表示してほしいという意図で記載しています。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
28	別紙3 システム機能要件確認書 項番173	水道の休止、停水運用は行わないので(閉栓を運用)は、休止と停水は閉栓でシステム登録(運用)するためシステムでは休止、停水状態になることはないということではなく休止及び停水状態を除き、閉栓状態は検針対象とするとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 メーターが設置されている水栓は休止状態であっても検針が必要です。
29	別紙3 システム機能要件確認書 項番199	割合計算は現在されていないとのことですが、今後予定があるのでしょうか。ある場合、日割もしくは月割のどちらを検討されていますでしょうか。	割合計算は今後も導入予定はございません。
30	別紙3 システム機能要件確認書 項番201、 216	・特殊共用栓(連合水栓、親子水栓、共同水栓)の料金計算ができること。 ・連合水栓の場合、代表水栓以外については検針対象とはしないが、按分率による検針票は出力可能とすること。 上記の記載について ①「連合水栓」と「共同水栓」は別物であると考えて間違いないでしょうか？ ②「連合水栓」について指定の按分率による検針票を出力とありますが、これは按分した水量のみ通知するものなのでしょうか？ ③もしくは、代表水栓の検針時に各按分率に従い水量を自動按分し、それに対する調定算出を個々の水栓に行い検針票を出すという意味でしょうか？	①お見込みのとおりです。 ②按分した料金は表示(通知)が必要ですが、水量は表示の必要はありません。 ③お見込みのとおりです。
31	別紙3 システム機能要件確認書 項番208	連合水栓の運用についてご教授ください。1つのメータで複数水栓を管理し、その代表水栓で検針を行い、水栓毎に指定した按分に沿って水量を算定後、それぞれの水栓に検針票を出力する、という認識であっていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	別紙3 システム機能要件確認書 項番 219	「連合水栓」と「親子水栓」の関係が重複するような水栓とはこういった仕組みなのでしょうか？	別添資料にて図示します。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
33	別紙3 システム機能要件確認書 項番 221	「減額除外水量」とは任意で登録された固定の水量と考えてよろしいでしょうか？もしくは何かしらのルールに従い、システムで自動算出されるものでしょうか？ 後者である場合、その算定方法をご提示願います。 また、減額単価について、こういった単価表となっているかご提示願います。	「減額除外水量」は各使用者によって異なり、使用量に応じてシステムで自動算出しております。算定方法について詳しくは、伊賀市ホームページの「大口需要者水道料金減額制度について」をご確認下さい。
34	別紙3 システム機能要件確認書 項番 264	納付場所について、現在も「役所収納分」「金融機関収納分」「支所収納分」などの管理が出来ているという認識でよいでしょうか。管理出来ている場合、収納時に自動で設定されていますでしょうか。手入力で設定していますでしょうか。	コンビニ・口座振替・窓口収納・集金の納付方法で分けて収納時に自動で入金処理等ができるように構築してください。
35	別紙3 システム機能要件確認書 項番 281	遡っての集計について、その日時点の状態を出力できるという意味合いか、もしくは過去日での出力が可能かどうかになりますでしょうか。 (例) 5月以降に4月に収納された情報を入力した場合、遡って4月の集計を行う際は、5月以降の収納入力分を含めるか もしくは含めないかどちらになりますでしょうか。	指定した日時点の状態を出力できるという意味合いです。指定日後に校正や収入があっても含めずに指定日時点での状況を把握できるように構築してください。
36	別紙3 システム機能要件確認書 項番 299	現在の口座振替依頼データのレイアウトは「全銀フォーマット」とは異なるのでしょうか。	全銀フォーマットの自由項目欄に伊賀市の設定を反映させてください。 後日カスタマイズしなくても変更できるように構築してください。
37	別紙3 システム機能要件確認書 項番 300	現在の口座振替依頼時の運用について、一括ではなく金融機関ごとにデータ作成処理を行っているのでしょうか。	1回の処理で、金融機関ごともしくは全行のデータ作成、両方に対応できるように構築してください。
38	別紙3 システム機能要件確認書 項番305	元受けサービスの開始時期についてご教示ください。 導入後に元受けサービスに切り替える場合、口座振替データのファイル作成単位が変更になるとの認識でよいでしょうか。 又、変更にかかる経費は本作業内に含むとの認識となりますでしょうか。	現在調整中のため導入時期、仕様等は未定です。ファイル形式が変更となっても対応できるように構築してください。

質 疑 回 答 書

令和3年5月24日

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託

No.	該当資料	質疑内容	回答
39	別紙3 システム機能要件確認書 項番345	「下水道使用料については、分納計画に督促手数料を含むことができること。」と記載があります。 水道事業は、督促手数料は徴収しているが分納計画には含めないとの認識でよいでしょうか。 ※機能要件確認書325にて、上下水とも督促手数料の請求に対応していること記載があるためです。	お見込みのとおりです。 しかし水道事業もいずれは督促手数料を反映できるようにしたいので、両方対応できるように構築いただきたい。
40	別紙3 システム機能要件確認書 項番387	「延滞金納付書が発行できること」との記載がありますが、システム機能要件確認書のシステム出力帳票には記載がありません。 納入通知書等に延滞金項目があるため、延滞金専用納付書は必要ないとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	別紙3 システム機能要件確認書 項番428	「期間計算区分」とは、何を意味しているかご教示ください。	毎月請求か隔月請求かの違いです。
42	別紙3 システム機能要件確認書 項番 444,445	444催告書(一括納付書)、445催告書(未納の納付について)との記載がありますが、通知書と納付書を同封して送付しているとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	別紙3 システム機能要件確認書 項番472	検針日について、検針員毎もしくは検針地区毎に定例検針日が決まっているのでしょうか。	決まっておりません。
44	-	システムテスト(検針端末含むシステム印字位置合わせ、コンビニテスト)や操作研修 で使用する制定用紙については、委託者から提供いただけるとの認識でよいでしょうか。	納付書、督促状、検針票等の委託者指定の帳票に係る設定テストに使用する用紙は委託者で用意しますが、普通紙での初期設定、保守業務にかかる印刷などは受託者側でご用意ください。

資料

別紙3 システム機能要件確認書 項番 219 補足説明

「連合水栓」と「親子水栓」の関係が重複するような水栓とはどのような仕組みですか。

(一例です。)

